

「福山市高齢者保健福祉計画2024」に基づく施設整備に係る質問及び回答((介護予防)特定施設入居者生活介護)

※特定施設入居者生活介護については、以下「特定施設」と表記する。

募集要領について

	質問	回答
1	現在、サービス付き高齢者向け住宅を運営していますが、その全居室に対して応募できますか。	全居室に対し、応募可能です。
2	募集要領に「特定施設の指定を受ける場所と受けない場所を1フロアに混在させることは不可とする。」に明記されているが、当施設の場合、定員全てについて特定施設の指定を受ける予定である。 従って、全フロアが特定施設の指定を受けると認識しているが、同一フロア内に特定施設のサービスを受ける入居者と受けない入居者の居室があってもよいのか？	同一フロア内に特定施設のサービスを受ける入居者と受けない入居者の居室があってもよい。 ただし、特定施設のサービスを受けない入居者に対するサービスは、特定施設のサービスを提供する職員とは別の職員が行うこと。(または、職員が兼務する場合は勤務時間を明確に切り分けること。)

提出書類について

	質問	回答
1	現在、既存の建物(サービス付き高齢者向け住宅)をそのまま特定施設入居者生活介護への変更することを考えていますが、その場合もすべての書類が必要ですか。	「添付書類一覧表」に記載されている、すべての書類が必要です。

福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

	質問	回答
1	第220条第3項「指定特定施設は、一時介護室(一時的に利用者移して指定特定施設を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂、機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。」とあるが、一時介護室、他に機能訓練を行うための広さがある場所は、特定施設の入居者の居室と異なるフロアにあっても一時介護室・機能訓練室として認められるのか？	認められる。

2	<p>第220条第4項第1号「介護居室は、次の基準を満たすこと。 ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。」とあるが、夫婦で入居されている場合、1人は介護認定を受けており、もう1人が自立の場合、夫婦部屋(2人用居室)は使用可能なのか？ あるいは、夫婦どちらもが介護認定を受けており、2人とも介護が必要である場合、夫婦部屋(2人用居室)の使用は可能かどうか？</p>	<p>どちらの場合も使用可能。</p>
3	<p>第220条第4項第3号「浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。」とあるが、身体の不自由な者が入浴するのに適したものは、具体的には、特浴等の設備が必要なのか？ また当施設は、通所介護事業所を併設している。通所介護事業所が利用者へ入浴サービスを提供していない時に、特定施設の入居者が併設の通所介護事業所の浴室を使用することは可能か？</p>	<p>入居者の身体機能の度合いに応じた浴室を設置すること。 お見込みのとおり、通所介護の利用者と特定施設の入居者の入浴時間を区分して浴室を使用するのであれば可能。</p>
4	<p>第220条第4項第4号「便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。」とあるが、全ての居室に非常用設備を備えた便所がある場合、居室のある階ごとに便所を設置する必要があるか？</p>	<p>入居者に支障がなければ、居室以外に居室のある階ごとに便所を設置する必要はない。</p>
5	<p>第222条第2項「指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。」とあるが、特定施設のサービス提供を受けていない入居者は、当該特定施設のサービスに代えて、他の事業所の介護サービスを受けることが可能であると解釈してよいか？</p>	<p>お見込みのとおり可能。</p>
6	<p>特定施設の指定を受けた場合、現状どおり軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の入居者として、当該特定施設のサービス以外の居宅サービスを受ける入居者と、当該特定施設のサービス提供を受ける入居者とが共存する施設として運営してよいか？</p>	<p>お見込みのとおり。 特定施設の指定を受けた軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の入居者のうち、特定施設のサービス提供を受けている入居者については、特定施設のサービスしか使えない。 特定施設のサービス提供を受けていない入居者については、他事業所の居宅サービスを使うことができる。</p>

その他

	質 問	回 答
1	特定施設入居者生活介護の認可が下りた場合、入居者に説明後、希望があればそのまま入居できますか。それとも、一度退去が必要ですか。	引き続き入居可能ですが、特定施設入居者生活介護のサービスを利用する入居者については、別途、特定施設入居者生活介護について契約を締結する必要があります。